

平成26年度第4回赤穂市子ども・子育て会議 議事録

【日 時】平成26年11月12日（水）午前10時～11時10分

【場 所】赤穂市役所 6階大会議室

【出席委員】13名

半田結会長 [関西福祉大学社会福祉学部教授]、藤井恵美子副会長 [兵庫大学こども福祉学科准教授]、山根寿美子委員 [赤穂市主任児童委員代表]、岩崎由美子委員 [赤穂市地域活動連絡協議会会長]、中川尚子委員 [尾崎幼稚園園長]、今津洋子委員 [有年幼稚園園長]、小山寛委員 [塩屋小学校校長]、矢野由香委員 [坂越保育所所長]、関尾裕子委員 [赤穂保育所所長]、山路優子委員 [幼稚園PTA育成部]、玉石彩委員 [公募市民]、中川正悟委員 [公募市民]、井上昭彦 [連合西播赤穂地区連絡会会長]

【欠席委員】2名

今井眞治委員 [赤穂商工会議所専務理事]、川崎千春委員 [御崎保育所保護者会会長]

【事務局】

健康福祉部 折原和彦健康福祉部長、山野良樹子育て健康課長、山内光洋保健センター所長、前田光俊子育て健康課こども支援係長

教育委員会 三谷勝弘教育次長(管理)、山本伊津子こども育成課長、溝田康人生涯学習課長、藤田元春こども育成課こども育成担当係長

【次 第】

1 開会

2 議題

(1) 見込み量の確保方策について（第2案）

①教育・保育に関する見込み量と確保方策

②地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

(2) 赤穂市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

(3) その他

3 閉会

1 開会

～事務局～

定刻となりましたので、ただ今から「平成26年度第4回赤穂市子ども・子育て会議」

を開催いたします。本日はお忙しい中、当会議に出席いただきましてありがとうございます。本日の委員出席者は、今井委員と川崎委員から欠席の連絡がありましたので、15名中13名出席していただいております。従いまして赤穂市子ども・子育て会議条例第6条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。はじめに、事前にお渡ししている資料につきまして、訂正があります。資料1の3ページですが、⑤アフタースクールの表でマイナス(b)－(a)の行の平成27年度から平成29年度が網掛けになっておりませんが、3ページにつきましては本日お渡ししているものと差し替えをお願いいたします。では資料の確認をさせていただきます。資料1 赤穂市 見込み量の確保方策(第2案) 資料2 赤穂市子ども・子育て支援事業計画(素案)でございます。本日机の上になるほどブック・すくすくジャパン9月改訂版を置かせていただいております。不足等ございましたら事務局に申し付け願います。よろしいでしょうか、それでは会長よろしくお願いたします。

～会長～

皆様お忙しい中ありがとうございます。まず会議の傍聴公開についてですが、議題には不開示情報が含まれておりませんので本日の会議は公開とさせていただきます。本日3名の傍聴がありますのでお入りいただきたいと思っております。

(入室していただく)

3名の傍聴とのことですが1名遅れるとのことで会議を始めさせていただきます。まず最初に議題1 見込み量の確保方策について①教育・保育に関する見込み量と確保方策について事務局から説明いただきたいと思っております

2. 議事

(1) 見込み量の確保方策について

① 教育・保育に関する見込み量と確保方策。

～事務局～

それでは①の教育・保育に関する見込み量と確保方策につきましては、前回の会議中の意見を検討し今回修正案を提出させていただきます。

資料1の網掛けの部分が前回資料からの修正箇所となります。それでは修正箇所を中心に説明させていただきます。まず量の見込みについて上の表の27年度のところをご覧ください。

27年度の他市町への利用・他市町からの受け入れの箇所の欄に各3名と記載をしておりましたが、ここにつきましては正確な数が見込みにくいことや他市町との調整も必要なことから、西播磨地区の各市町共に見込み数の記載は省略することになりましたので今回削除しております。量の見込部分の修正箇所はその部分のみとなっております。

次に確保方策について、確保方策上段に記載しております量の見込み及び確保の考え方の部分をご覧ください。上から3行目になりますが、前回の資料では低年齢児の保育ニーズ

に対応するため、また就学前の4～5歳児についてはできるだけ同年齢の大きな集団での関わりを持つことが必要ではないかという考えから、28年度には1号認定、2号認定の4～5歳児全てを幼稚園で受け入れることとしておりましたが、前回の会議において保育所を希望するニーズがある中で、保育所の選択肢がなくなるのはどうなのかという意見もありましたので、再度検討いたしました。就学前の4～5歳児についてはできるだけ同年齢の大きな集団での関わりを持つことが必要であるという考えのもと、原則4～5歳児については幼稚園で受け入れる方向で、また保育所の受け入れ年齢については0～5歳児と変更せず、保護者の方が保育所を希望される場合は、現状通り保育所での受け入れを可能と修正しております。

続いて下の表、確保の方策の内訳をご覧ください。一番上に私立あけぼの認定こども園の欄で、あけぼの認定こども園につきましては3号認定の受け入れはしない計画となっておりますが、現在1歳半からの受け入れを検討しているということで、今回3号認定の欄に確保数を記載しております。また保育所の欄の1番下に予定の新規認可保育所の確保数を28年度以降記載しております。公立幼稚園・保育所の網掛けの箇所につきましては、量の見込みに対しての全体の確保数の調整のため若干数字が動いております。31年度の認定こども園と幼稚園における3歳児保育の開始の計画につきましては、前回と同様変更はございません。

それでは上の表の確保の方策(b)の特定教育保育施設の欄をご覧ください。あけぼの認定こども園と新規の認可保育所の確保数が記載されたことにより数値が変更しております。

(b)－(a)の欄をご覧ください。27年度から31年度の1号認定及び幼児期の学校教育の利用希望が強いところのマイナスの数値は、前回も説明したとおり幼稚園での3歳児保育のニーズ量であり、幼稚園における3歳児保育は計画では31年度からの実施になっておりますので、30年度まではマイナスと表示されております。3号認定につきましては前回28年度以降マイナスの記載がありましたが、認定こども園・新規認可保育所の確保数を記載したことにより、確保不足は解消された状態になります。

教育保育の関係につきましては、以上の説明とさせていただきます。

～会長～

ありがとうございます。

前回8月の会議の中で最も大きかった4～5歳の保育所への入所希望の部分が、親御さんの希望があればと修正されている見込み量等が提示されております。ご質問・ご意見など承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～委員～

前回の会議の意見がだいぶ受け入れて頂けたようで感謝致します。その上での意見になりますが、確保方策に「原則で2号認定の4～5歳児を受け入れる」という表現がされておりますが、素案の58ページについては「原則」という言葉がありません。どちらの考えを優先されるのかお尋ねしたいです。保育を希望している方に対して、「できれば幼稚園の方」を勧めるように指導されていたと思いますが、この確保方策を見るとそのような記載

がないので、原則保育を希望することに対してはその意見が尊重されるという理解でよろしいのでしょうか。

基本、保育を希望している人が保育所に入るというのが児童福祉法でいうと原則になると思います。しかし赤穂市では、保護者の方に「できるだけ幼稚園」と要請をしていくのかどうかということです。保育所に入りたいというニーズを最大限尊重されて保育所へ入ることができるという理解でいいのか、確認をしたいと思っています。

～事務局～

今回の修正案で保育所を希望される方については、保護者の意向を尊重して対応いたしますので、強制的に幼稚園の方へと言う対応は致しません。

～会長～

いかがでしょうか。

～委員～

1点確認ですが、確保の方策の内訳の中に新たに新規認可保育所が平成28年度からできる訳ですが、新たな事業を行うところが明確にあるのか、それともまだないのかを確認させていただきたいです。

～事務局～

新規の認可保育所につきまして県の方からも聞いておりますように、計画されている所が1園あると認識しております。

～会長～

他にございませんか。

～委員～

確保方策で、2号・3号認定については割と早い段階で確保できるので問題はないという表になっていますが、幼稚園の方では毎年マイナスが出ています。この確保方策は現実的に難しい所があるのでしょうか。この確保方策についてどこにも触れられておらず、このマイナスをどうするかなどの提案があれば、検討したいと思うのですがどうなのでしょうか。

～事務局～

前回ご説明させていただいた様に、平成30年度までマイナスが出ている部分については、幼稚園を希望する3歳児の人数です。3歳児保育は、準備期間をとり、31年度から実施する計画となっております。

～会長～

よろしいでしょうか。これは赤穂市にとって非常に大きな変化ですがよろしいでしょうか。

それでは①教育・保育に関する見込み量と確保方策につきましては原案通りでよろしいでしょうか。それでは②地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策についてご説明お願いいたします。

②地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

～事務局～

まず、3ページをお開きください。④の延長保育事業ですが、前回からは変更しておりません。今後の見込み量に対して、市内6保育所での実施を含めまして、十分に確保できる実施体制で対応してまいります。

続きまして、⑤のアフタースクールの見込量と確保方策につきまして、ご説明いたします。このアフタースクールにつきましては、7ページをお開きください。⑤アフタースクールの2つ目の表が補正案となっております、ニーズ調査結果に就学児調査との乖離率を乗じて補正しております。前回からこの乖離率につきまして、厚生労働省より確定値が示されまして、1～3年生は77.5%、4～6年生は66.1%に変更になっております。そのためグレーで網掛けしております年度につきまして若干変更しております。

3ページへお戻りください。ニーズ量に対する確保方策ですが、県のヒアリングでニーズ量を超えない範囲での確保方策にするように指示がありました。前回の資料では30年度、31年度は(b)－(a)のところそれぞれ22、51となっておりますが、ここは0になるように指示がありましたので、超えた分につきましては、各小学校で調整しております。そして量の確保につきましては、平成27年度から5ヵ年の間に確保できるよう、現在は市内6校で実施しておりますが、未実施校におきましても平成29年度に高雄小学校で、また西小、有年小、原小につきましても5ヵ年の計画の中で順次整備し、ニーズ量に対する提供体制を確保したいと考えております。

⑥の子育て短期支援事業、⑦の地域子育て支援拠点事業につきましては、前回から変更しておりません。

⑧の一時預かり事業の内、幼稚園における預かり保育につきましては、1号認定3歳児の利用希望を含めた確保方策となっておりますが、平成31年度から幼稚園での3歳児保育を行う計画でありますので、確保方策と量の見込みを比較すると30年度まではマイナスに訂正しております。

5ページをお願いします。⑧幼稚園における預かり保育以外につきましては、変更ございません。

⑨の病児病後児保育事業につきましては、7ページをお開き下さい。病児病後児保育事業のニーズ量につきまして、前回補正案としてお示ししました国の実態調査結果の利用児童割合から算出する方法に誤りがありました。そのため、対象となる回答者のうち、日常的、緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえると回答した割合を、量の見

込みから控除する方法で再度算出いたしました。

その結果ニーズ量は前回と比較しますと約2倍となっておりますが、29年度から提供できるように体制の確保に努めます。

5ページにもどりまして、⑩のファミリーサポートセンター事業、⑪利用者支援事業、⑫乳児家庭全戸訪問事業、⑬養育訪問支援事業につきましては、前回通りでございます。

⑭の妊婦健診につきましては、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査をしまして、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業でございます。

量の見込みにつきましては、県のヒアリングにおきまして、年度をまたがる妊婦健診につきましては、どちらの年度にもカウントするように指示がありましたので、量の見込みを修正しております。以上が地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策でございます。

～会長～

ありがとうございます。実質大きな違いはなく若干の記述の仕方などの修正であったかと思いますが、ご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。

特にないようなので、地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策につきまして事務局の提案通りとさせていただきます。

それでは次に赤穂市子ども子育て支援事業計画ということで皆さんに資料を読み込んで頂きましたが事務局からご説明いただきます。

(2) 赤穂市子ども子育て支援事業計画（素案）について

～事務局～

資料2の赤穂市子ども・子育て支援事業計画案につきまして、ご説明いたします。

まず、目次をご覧ください。この計画は大きく分けまして6つの章からできております。

そして1ページからは第1章の計画の策定にあたってとしまして、計画策定の趣旨、位置づけ、対象及び期間につきまして明記しております。

3ページをお願いします。3ページからは第2章としまして、子育てを取り巻く現状と課題を取り上げております。国勢調査では、赤穂市の人口は平成12年をピークとして減少傾向にあります。右側のグラフにありますように、生産年齢人口、年少人口割合は年々低くなっており、代わりに老年人口の割合が高くなってきております。

4ページをお願いします。右側の表によりますと出生率は国や県より下回って推移しており、下の表の合計特殊出生率は平成22年には1.40と国や県とほぼ同様の値となっています。

5ページをお願いします。世帯の状況では、上の右側の表によりますと、核家族世帯に占める子どものいる世帯割合は31.5%で、6歳未満世帯員のいる一般世帯割合が国や県より低くなっています。右下の表にありますように、ひとり親世帯は、22年と17年

を比較すると父子世帯は減少していますが、母子世帯が8世帯増加しております。

6ページをお願いします。婚姻率は24年度4.1、25年度3.6と減少し、離婚率は逆に25年度で1.6と上昇しています。

(4) 就労の状況では、50歳代後半以降の女性の労働力率が国、県より下回っております。

7ページからの2. 子育て家庭の状況および子育て支援ニーズにつきましては、すでにご審議いただきましたニーズ調査の結果を集約して掲載しております。

20ページからの3. 子育て関係事業所・団体調査のまとめにつきましては、前回の第3回の会議でご審議いただきました40団体の調査結果から主なものを掲載しております。

22ページをお願いします。4. 次世代後期行動計画の実施状況ですが、平成22年度から26年度までが後期計画ということで、6つの基本目標をもって進めております。その基本目標に見合った事業につきましては、次世代育成支援対策行動計画推進協議会あるいは行動計画推進事業班会議で検討しまして、それぞれの所管が様々な事業を実施しております。

33ページをお願いします。第3章で計画の基本的な考え方を示しております。まず、基本理念としましては、33ページにありますように、子どもの視点を基本としながら、子ども、家庭、地域がともに「育つ」ことの重要性が含まれ、子ども・子育て支援の意義も踏まえていることから、本計画におきまして、『こども・家庭・地域を育む 子育て応援都市・あこう』を基本理念として継承してはどうかと考えております。

そして、基本理念の下に『子ども』『家庭』『地域』のそれぞれの視点で施策として、まず子どもの視点で『のびのびと健やかな子どもを育みます。』、家庭の視点で『安心して家庭を持ち子育てできる環境づくりをめざします。』、地域の視点で『地域全体で子育て支援に取り組みます。』の3つを挙げております。

35ページをお願いします。基本目標として4つを挙げております。

目標1が子育てと仕事の両立が図られるよう支援します。親の就労や経済状況、子どもの発達の違いなどにかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育が提供できるように量の拡充と質的向上を図ります。また、働きながら子育てをする家庭を支援するため、職場環境づくりへの働きかけなど仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

目標2は子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します。家庭、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々による支援が重要であり、地域の生活環境などの整備を進めるとともに、地域一体となった事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

目標3はすべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実します。地域における子育てに関するさまざまな支援、相談・情報提供体制の充実を図り、地域一体となった子育て支援体制づくりを進めます。また、子どもの健やかな成長のために、健康づくり、医療体制、学習機会の提供や相談体制の充実に取り組みます。

36ページの目標4は子どもたちの生きる力と豊かな心を育みます。子どもの成長には、様々なことを学ぶことができる地域の環境が重要であり、生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育

環境の充実を図ります。

37ページをお願いします。ここからは赤穂市における3つの重点的な取り組みを挙げております。1つ目が多様な保育ニーズへの対応と情報提供の促進ということで、病児・病後児保育事業の実施や公立幼稚園での3歳児の受入れに向けて検討を進めるとともに、アフタースクールの対象年齢の拡充や子育て学習センターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。2つ目が安心して子育てができる地域づくりであります。子育て不安の緩和や負担感の軽減を図るとともに、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要であります。また、保護者が積極的に子どもと時間を持ち、子育てを通じて自ら成長し社会とかわりを持つ親育ちも重要でありまして、そのためには、地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことが必要であります。

39ページをお願いします。3つ目は、社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進、児童虐待、障がい児、ひとり親家庭等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、関係機関が連携して、ライフステージに応じた切れ目ない専門的な支援を強化することが必要であります。

40ページをお願いします。第4章では基本施策の推進としまして、34ページの基本目標ごとに施策と内容、それに担当課を明記しております。

まず、1. 子育てと仕事の両立が図られるよう支援しますでは、(1) 保育サービスの充実として41ページに渡りまして様々な施策と内容を掲載しております。内容ごとに○とか◎が印してあると思いますが、○はこれまでの取り組みを継続して実施するもの、◎は拡充して実施するもの、◇は見直し・改善して実施するもの、そして★は新規で実施するものであります。新規分としましては、地域型保育事業の導入にあたり、保育内容の支援や卒園後の受け皿等の連携について保育所を中心に支援していきます。

41ページをお願いします。一時預かり事業の充実として、赤穂すこやかセンターを新設し、乳幼児一時預かり事業の実施、その下の病児病後児保育の実施、さらに放課後児童健全育成事業の充実として、対象年齢の拡大に伴い、提供体制の確保、施設の充実を図ります。また幼稚園教育の充実としまして、公立幼稚園において、3歳児からの就学前教育を行います。

42ページをお願いします。(2) 子育て支援制度・サービスの充実ですが、子育て学習センターの充実としまして、地域子育て支援拠点事業の実施、さらに子育てに関する情報提供機能の強化としまして、利用者支援事業を挙げております。

43ページをお願いします。(3) 仕事と子育ての両立の推進ですが、すべて継続事業となっております。

45ページからは2. 子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します。の基本目標につきまして、(1) 家庭や地域の子育て力の向上、次のページの(2) 子どもの安全を守る生活環境の整備として施策、内容を挙げておりますが、すべて継続で実施したいと考えております。

48ページからは、3. すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境を充実しますが、

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援としまして、49ページにありますように、療育事業の充実として障害者通所支援施設（あしたば園）を新設する赤穂すこやかセンター内に移設し、施設の充実を図りますを新規で挙げております。

50ページからの(2) 子どもや母親の健康の確保でも、同じく保健センターを新設する赤穂すこやかセンターに移設し、母子保健事業等の充実を図ります。

52ページからの(3) 小児医療体制の整備は主に保健センター、市民病院での継続内容となります。

53ページからの4. 子どもたちの生きる力と豊かな心を育みますでは、すべて継続となっております。

56ページからの第5章では事業の実施目標ということで、量の見込みと確保方策について明記しております。内容につきましては、すでにご説明しておりますので、省略させていただきます。

68ページをお願いします。

第6章の計画の推進体制ということで、計画の周知方法、家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割について明記しております。

以上で資料2の赤穂市子ども・子育て支援事業計画案の説明を終わります。

～会長～

全体につきましてご質問・ご意見承りたいと思います。特に関係するところで感想も含めましてご意見頂戴できましたらと思います。今までの調査やアンケート、会議での意見などを踏まえて作られたものですが、今後の赤穂市の保育・教育の重要なところをほぼ網羅している計画でございます。いかがでしょうか。

～委員～

保育所です。計画の方で数値的に0と言う確保予想が、施設面など整備されてのことだと思いますが、最大の課題はやはり人員確保・保育士不足というところですね。そこが確実に確保されないと、マイナスという数字が出てきます。そこが1番保育所の課題であると捉えています。0と言う目標に向かって保育士が揃えば確実に0になると皆さんにご理解いただきたいと思います。

～会長～

ありがとうございます。別の立場で背中を押された気がいたします。他にございませんか。

～委員～

平成31年度から認定こども園導入となっておりますが、配慮が必要だと感じます。御崎幼稚園は、ハード面は整備されており移行しやすいとは思いますが、「親御さんの立場から

どうか」と言う部分を考えていただきたいです。認定こども園がどのようなものかわからない状況で、こども園を希望している方が13%程度です。我が子の通う園が認定こども園になるとなれば保護者が戸惑うのではないかと思います。保護者、保育士、現場に関わる人たちと意見を交流しながら、どういう課題があるのか、どう解決していくべきなのかを検討した上で、計画なので変更されることもあると思うので、その分析を4年、5年の間で検討して、要求を聞き地域のコンセンサスを取りながら進めてもらいたいと思います。

～会長～

計画をどのように実施していくのかに関わる大事な意見だと思います。認定こども園だけではなく他の施策・幼稚園にも似たようなことが当てはまると思います。

～委員～

確認ですが、消費税が増税されない場合、この計画も先送りになるのかお聞きしたいです。

～事務局～

今朝の新聞にも載っておりましたが、国は消費税増税が延期になったとしても実施していけるよう検討していくという意見を出しています。

～委員～

具体的な中身について、母親の育児休業の取得と就労状況について記載がありますが、男性の育児参加の課題もあると思います。表として母親のものはありますが父親についての育児休業の取得が進んでいないのかも掲載をお願いしたいです。育児休業を取得しない理由の3位のその他を除いて具体的な内容を上げてもらいたいです。

修正ミスかも知れませんが、就学前児童の「仕事にもどるのが難しそうだ」が「配偶者が無職は不安」を修正していただきたいです。

～事務局～

父親の育児休業の取得を掲載する提案は参考にさせていただき修正を検討させていただきます。2つ目のその他は修正させていただきます。

～会長～

データの整合性、書き方を整理する必要が有るようです、他に何かございませんか。施策の基本的な考え方はそれほど大きな違いはないかと思いますが、上から目線の表現になっていたり、気になったりするところなど出していただくとありがたいと思います。事業計画のところで事業を充実する所に◎をつけていますが、後半若干数が少なくなっている気がします。

地域など重点的な視点などございましたら、表記の仕方文言についてでも構いませんがいかがでしょうか。

～委員～

後半の方で家庭や地域の子育て力の向上の部分にたしかに◎が少ないですが、書いてある文面を見るとイベント情報の提供といった広報的なことが書かれています。しかし、開催されるものが実際にあるのか、開催するイベントがなければ何も発信ができないので、イベント自体の企画もご検討頂きたいと思います。その辺で◎が増えるよう充実させていただきたいです。

～会長～

実際に行っているものの地域への支援をもう少し手厚く、注目してはどうかという意見だったかと思いますが、もし、具体的に何か例がありましたらご意見いただけますか。

～委員～

赤穂市の母親クラブ7団体と、地域の子育て支援センター、児童館で連携した活動になると思いますが、情報交換の場や小学生対象・乳幼児対象の児童館の事業など、イベントをさらに検討いただきたいです。また、各地区が一体となって行えるイベントも検討できればと思います。あしたば園の新設についてもどのようなものなのか、利用検討をしているお母さん達も気にしていますので、詳しくお知らせ頂ければと思います。どのような形で進んでいるのかお聞かせ願いたいです。

～事務局～

あしたば園は現在、福祉会館の1階で事業をしておりますが、2階へ拡充という形で面積も大きく取り、事業も充実していくこととなります。新設ではなく増設といいますか、対象の方も広くなると思いますし、療育事業の拡充という視点で捉えていただきまして、PR、情報発信については啓発していきたいと考えています。

～会長～

この計画の進め方についてご説明を事務局からしていただきたいと思うのですが、この素案をもとに、会議の中で次回くらいに修正案を含め皆様のご意見を再度頂いて決定できたらと思っておりますが、今後はどうでしょうか。

～事務局～

来月にもう一度会議を催したいと考えております。そこで修正案を加え第2案として提案させていただこうと考えております。みなさんから了解いただけるようでしたら、会議終了後一ヶ月間市民の皆様からパブリックコメント・ご意見いただこうと思っております。そのご意見を反映させたもので最終的な計画を完成させるという進行になります。

～会長～

以上のような予定で進めたいと思います。他に何かお気づきの点ございますか。今日出

ました意見を踏まえて、第2案を提案させていただきます。もし会議の前にお気づきのことがありましたら、文言など事務局へお伝え願えたらと思います。ご協力お願い致します。

(3) その他ございますか。

(3) その他

特になし

～副会長～

今まで会議を開いて来て今日の素案がまとまってきています。私自身赤穂市在住ではございませんので、特に感じるどころだけお話させていただきます。赤穂市の地域性・独自性で子どもを中心に置いて、文言「子育ては第一には家庭」だときちんとうたわれながら、いい計画案ができているなど思っております。感想だけ言わせていただきました、ありがとうございます。

～会長～

外からの視点ということで大変力強い言葉だったと思います。それでは本日の議事はこれで終了させていただきます。皆様のご意見を反映して次回よろしく願いいたします。事務局お願い致します。

～事務局～

次回は来月中旬頃予定しております。修正案をご提案しご審議頂きたいと思っております。日程等正式に決定次第ご案内させていただきます、本日は長時間のご審議ありがとうございました。